

ダンプ労働者

第145号 2014年 3月31日 建交労静岡ダンプ支部 発行責任者 村松 大司
〒424-0038 静岡市清水区西久保30-2 TEL・FAX: 054-366-8318

ダンプ・大工・電気工・持ち込み重機などの「ひとり親方」の労働組合

静岡ダンプに加入しよう



こんにちは、建交労静岡ダンプです

私たち組合は、ダンプや大工さん、電気屋さん、持ち込み重機などとの建設産業で働く「ひとり親方」はもちろんのこと、運転手などの雇用労働者が個人で加入できる労働組合です。

労災保険や建設団体、自動車保険や税金相談、医療申請相談、不払い相談など

「ひとり親方」の方々にメリットのある

共済制度が充実しています。

また、組合が元請と直接交渉して、公共工事に適正な単価で就労する運転、合材や砂石プラントの専属車の仲間で職場に組合を作り、下請や工場長、支店・本社と交渉して、基盤や配当などを改善させる運動、雇用労働者の資金交渉なども行なっています。

あなたも建交労静岡ダンプに加入して

仕事と生活を守っていきましょう

お問い合わせ先 〒424-0038 静岡市清水区西久保30の2

全日本建設交通一般労働組合（建交労）静岡ダンプ支部

054-366-8318

組合の税金相談会に50人参加 仕事したのに余裕ないが実感

平成25年分の税金相
談会に50人が参加。

下表に売上高などの
平成24年と25年の比較
表を掲載しています。

国交省を中心に公共
事業が一昨年よりも多
く発注されたことや消
費税増税前の駆け込み
住宅建築の影響があつ
たことにより、売上高
は昨年よりも伸びたよ
うに見えますが、個人
格差が大きく、影響を

受けていない方も多く
いました。

燃料などの資材の高
騰が定着しており、經
費も売上高の伸び以
上思つたよりは伸びてい
ません。「結構働いた
のに、余裕がないのが
実感」との声を裏つけ
る結果になっています。

す。適正転嫁が求められま
る単価改善や消費税の

【平成25年分の税金相談会の比較表】

平均の	ダンプ		建設	
	H24年	H25年	H24年	H25年
売上高	8,960,775円	9,597,738円	6,511,758円	7,422,861円
経 費	5,960,775円	6,382,662円	3,337,462円	4,710,725円
所 得	3,007,182円	3,215,076円	2,496,957円	2,712,136円

14春闘要求書つくりを開始 合材職場闘争委員会の6分会

世間では、大企業の労働組合がペアを要求して、2,000円程度のペアの回答があったと大騒ぎしていますが、ペア（ベースアップ）は賃金の底上げを言い、全員が影響を受けるもので、労働組合としてペアを今まで要求していなかったことがおかしな話です。

さらに、消費税率8%になると、年収300万円世帯では年間7万円も負担せざるを得なくなり、2,000円程度のベースアップでは焼け石に水です。

合材職場分会では、ペアである基本単価の底上げを要求し続けてます。14春闘の要求論議を始めており、燃料高騰分も含めた大幅単価改善をめざしています。

大井川拡幅工事予想外の6日稼動で終了

◆ 使用促進闘争委員会
3月23日の使用促進

ヤンクション工事（元請・大林組110万m³）
②中部横断道森山トンネル工事（元請・奥村組12万m³）
③東名大井川藤枝スマートインターチェンジ工事（元請・五光建設11万m³）
④中部横断道高山工事（4月15日開札）
⑤新東名中島柳島工事（4月22日開札）
⑥新東名谷ヶ山トンネル

▼ 国交省発注
①富士山栗ノ木沈砂地工事（元請・早野組3万9千m³）
②大井川駿河海岸養浜工事（元請・大石建設3万5千m³）
①浜松篠原海岸津波対策工事（元請・前田須山JV）
①浜松篠原海岸津波対策工事（元請・前田須山JV）



◆ 大井川拡幅工事

国交省静岡河川事務所発注の平成25年度大井川牛尾河道拡幅工事（元請・大河原建設）への使用促進の就労が3月3日から始まりました。3月19日までの計画が、1週間早く予定土量搬出が終了してしまった。非常に残念。

大型ダンプによる搬出が4月以降ある場合は元請と協議する予定ですが、期待薄です。こういう場合もありますが、今後数年は継続する工事なので、平成26年度分の発注工事においても、発注者・元請へ要請・交渉を粘り強く進めて、使用促進による就労をめざしていきます。

消費税増税分をもらうために外税方式に変えることが重要

0円（税込）を1・05で割った3万2380円（税別）は○。現在の単価を1・05で割つて税別単価を計算してみて下さい。

また、組合ではダンプ屋さんに配車をする親方や下請会社へ「消費税増税分の適正転嫁について」についてお願い資料を作成しました。

消費税をくれといふ内容では「仕事に来るな」となりますので、その点を配慮した内容にしてます。

勇気が必要ですが、事後フォローもしますので、必要な方は組合にお電話を。

1月の全国ダンプ部会の総会で、公正取引委員会の担当者から4月からの消費税増税についての説明を受けました。

現在の消費税5%分は「内税方式」いわゆる消費税込みの単価になっている方が多く、適正にもらっていないのが現状です。

公正取引委員会では、適正にもらっていないのが現状です。

これは、消費税増税分の3%をハネたり、今までと単価の総額が同じであることは×ということです。

例えば、常用単価3万4000円（税込）が4月1日以降に同じであれば×。別）は○。3万4000円（税

ヤラレ事故の休業保障日額は確定申告書からの計算はダメ

昨年12月の事故における休業保障について相談が寄せられました。

保険会社（TKN火災保険㈱）からは、いきなり弁護士を通じて「確定申告書を出せ」と言われていました。

サラリーマンであれば、確定申告書（源泉徴収票）からの計算で休業保障の日額を計算しても何も問題はありませんが、ダンプの場合は「走らなくても（仕事をしなくても）かかる経費」がありますので、確定申告書からの計算では実態を反映しません。

実態をきちんと反映させるには、

- ①事故直近の3~6ヶ月間の売上高を足し算する。
- ②事故直近の3~6ヶ月間の燃料代とタイヤ代の合計を
- ③から引き算して、3~6ヶ月の暦日数で割算すれば実態を反映した休業保障日額が出てきます。

覚えておいて下さいね。

2006年にTKN火災保険㈱と同様の交渉をして、上記の計算方法の日額を認めさせています。

相談を受けて、すぐさまTKN火災保険㈱に要求書を送り、今後交渉する予定です。